

公共調達審査会活動状況報告書

(部局名)

広島検疫所

1 開催日 令和8年7月15日(水)

2 委員の氏名及び役職等

委員長	食品監視課長	岩井 雄二
委員	試験検査室長	土井 康裕
委員	輸入食品相談室長	井島 麻衣子
委員	検疫係長	奴井 直
委員	衛生係長	中村 駿斗

3 審査対象期間 令和8年4月1日 ~ 令和8年6月30日契約締結分

4 審査契約件数

(1) 公共工事

① 競争入札によるもの

・審査対象件数	0 件
・審議件数	0 件
うち、低入札価格調査の対象となったもの	0件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数	0 件
・審議件数	0 件

(2) 物品・役務等

① 競争入札によるもの

・審査対象件数	2 件
・審議件数	2 件
うち、契約金額が500万円以上の案件	0 件
うち、参加者が一者しかないもの	1 件
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	0 件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数	4 件
・審議件数	4 件

うち、直近の随意契約見直し計画で一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないもの

0 件

うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの

1 件

うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が一者しかないもの

0 件

うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの

0 件

5 審査案件の抽出方法

広島検疫所公共調達審査会運営要綱の規定に基づき、対象案件全てについて審査を実施。

6 審査結果

不適切等と判断した件数 0 件

結果内容及び措置状況(具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。)

所見なし。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔競争入札によるもの〕		審査対象期間 令和8年4月1日～令和8年6月30日契約締結分				部局名		広島検疫所		
公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	備 考	公共調達審査会審議結果状況（所見）

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札（募）者数（1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。）。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔随意契約によるもの〕 審査対象期間 令和8年4月1日～令和8年6月30日契約締結分						部局名	広島検疫所				
公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（％）	再就職の役員の数（人）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札（募）者数（1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。）。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔競争入札によるもの〕		審査対象期間	令和8年4月1日～令和8年6月30日契約締結分				部局名	広島検疫所		
物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）
令和8年度広島検疫所トナーカートリッジ等の購入（単価契約）	支出負担行為担当官 広島検疫所総務課長 吉永 裕治 広島検疫所 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	令和8年4月1日	株式会社 井上企画 東京都町田市本町田3275番地12	3012301002860	一般競争入札	3,323,600	2,976,770	89.6%	単価契約③ 応札3者	所見なし
複合機1台の賃貸借 （広島検疫所高松空港出張所）	支出負担行為担当官 広島検疫所総務課長 吉永 裕治 広島検疫所 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	令和8年4月1日	アンザイ株式会社 広島県広島市西区楠木町三丁目10番15号	3240001000385	一般競争入札	月額14,080 （総額844,800）	月額8,800 （総額528,000）	62.5%	③ 応札1者 契約期間 -R13.3.31まで	所見なし

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札（募）者数（1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。）。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔随意契約によるもの〕		審査対象期間	令和8年4月1日～令和8年6月30日契約締結分			部局名	広島検疫所				
物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	備 考	公共調達審査会審議結果状況（所見）
高松空港国際線ターミナルビル一部の賃貸借	支出負担行為担当官 広島検疫所総務課長 吉永 裕治 広島検疫所 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	令和8年4月1日	高松空港株式会社 香川県高松市香南町岡1312-7	5470001016522	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号（検疫業務に必要な事務所等を高松空港国際線ターミナルビル以外の場所に設置することができないため）	4,940,136	4,940,136	100.00%	0		所見なし
松山空港国際線ターミナルビル一部の賃貸借	支出負担行為担当官 広島検疫所総務課長 吉永 裕治 広島検疫所 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	令和8年4月1日	松山空港ビル株式会社 愛媛県松山市南吉田町2731	3500001003709	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号（検疫業務に必要な事務所等を松山空港国際線ターミナルビル以外の場所に設置することができないため）	7,041,072	7,041,072	100.00%	0		所見なし
徳島空港ターミナルビル一部の賃貸借	支出負担行為担当官 広島検疫所総務課長 吉永 裕治 広島検疫所 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	令和8年4月1日	徳島空港ビル株式会社 徳島県板野郡松茂町豊久朝日野16番地2	3480001005311	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号（検疫業務に必要な事務所等を徳島空港ターミナルビル以外の場所に設置することができないため）	3,858,888	3,858,888	100.00%	0	新規	所見なし
境夢みなとターミナル一部の賃貸借	支出負担行為担当官 広島検疫所総務課長 吉永 裕治 広島検疫所 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	令和8年4月1日	みなとみらい共同企業体 株式会社オーク 鳥取県境港市竹内団地208番地3	6270001004265	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第4号（検疫業務に必要な事務所等を境夢みなとターミナル以外の場所に設置することができないため）	1,509,120	1,509,120	100.00%	0		所見なし

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札（募）者数（1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。）。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

調達事務に関するチェックリスト

契約件名 令和8年度広島検疫所トナーカートリッジ等の購入（単価契約）

部局名 広島検疫所

契約相手方名 株式会社 井上企画 代表取締役 石川 敏彦

	評価結果	備 考
1 公告及び公示（以下「公告等」という。）の内容について		
公告等の内容を公告等の前に事業者伝えていないか。	○	
2 仕様書、入札説明書及び企画書募集要領（以下「仕様書等」という。）について		
① 仕様書等の案を特定の事業者へ渡し、内容についての意見を求めているか。	○	
② 仕様書等を公告等の前に事業者へ渡していないか。（内容を口頭で伝える場合も含む。）	○	
③ 仕様書等の作成を事業者へ依頼していないか。	○	
④ 仕様書や評価項目の作成段階から複数の者による内容確認を実施しているか。	○	
3 事業者から情報収集を行わなければ仕様書等を作成することが困難な案件に係るものについて		
事業者へ調達概要等を示す必要がある場合、調達の公正性を害さずかつ特定の者が競争上有利にならないようにしているか。	○	
4 公告等について		
一度HP等で公告等を行った後、やむを得ずその訂正又は取消しを行う必要が生じた場合は、当初と同一の方法で訂正又は取消しの公告等を行っているか。	—	
5 情報収集に係る書面による記録について		
① 情報収集終了後に、情報収集の概要等について、書面により記録しているか。	○	
② 調達実施職員等による事業者からの情報収集等について、担当課室長への報告はされているか。	○	
6 予定価格について		
予定価格を事業者へ伝えていないか。	○	
7 総合評価落札方式又は企画競争における技術審査委員会（又は評価委員会）について		
① 委員の構成は、委員長を外部の有識者とするともに、利益相反に配慮の上、委員の1/2以上を外部の有識者としているか。	—	
② 委員が対象となる事業に参加した企業と利害関係にないことを確認しているか。	—	
③ 委員会が会議形式で開催されているか。会議形式でない場合は、その理由を備考欄に具体的に記載すること。	—	
④ 委員の氏名を契約締結前に公表していないか。	—	
8 総合評価落札方式又は企画競争における技術提案書（又は企画書）について		
応札（募）者から提出された技術提案書（又は企画書）を公表していないか。	—	
9 総合評価落札方式又は企画競争における技術審査委員会（又は評価委員会）の技術点（又は評価点）について		
① 委員が評価項目を適切に理解し、技術点（又は評価点）をつけられるよう委員が理解可能な記載となるよう工夫しているか。	—	
② 事業の確実な実施を担保するため、「事業実施体制の妥当性」の配分点が全体の技術点（又は評価点）に対してバランスが取れるよう留意の上、配点しているか。	—	
③ 委員会の技術点（又は評価点）を契約締結前に公表していないか。	—	

- 1 評価結果欄には、適正なら「○」、不適正なら「×」、該当無ければ「—」を記入すること。
- 2 備考欄には、必要に応じて詳細な内容を記入すること。
- 3 担当課室長が記名押印したものの写しを審査資料とすること。

上記のとおり確認した。

令和8年7月15日

（担当課室長）

官 職 厚生労働事務官 広島検疫所総務課長
氏 名 吉 永 裕 治

調達事務に関するチェックリスト

契約件名 複合機 1 台の賃貸借（広島検疫所
高松空港出張所）

部局名 広島検疫所

契約相手方名 アンザイ株式会社 代表取締役
西原 州康

	評価 結果	備 考
1 公告及び公示（以下「公告等」という。）の内容について		
公告等の内容を公告等の前に事業者伝えていないか。	○	
2 仕様書、入札説明書及び企画書募集要領（以下「仕様書等」という。）について		
① 仕様書等の案を特定の事業者渡し、内容についての意見を求めているか。	○	
② 仕様書等を公告等の前に事業者に渡していないか。（内容を口頭で伝える場合も含む。）	○	
③ 仕様書等の作成を事業者依頼していないか。	○	
④ 仕様書や評価項目の作成段階から複数の者による内容確認を実施しているか。	○	
3 事業者から情報収集を行わなければ仕様書等を作成することが困難な案件に係るものについて		
事業者調達概要等示す必要がある場合、調達の公正性を害さずかつ特定の者が競争上有利にならないようにしているか。	○	
4 公告等について		
一度HP等で公告等を行った後、やむを得ずその訂正又は取消しを行う必要が生じた場合は、当初と同一の方法で訂正又は取消しの公告等を行っているか。	—	
5 情報収集に係る書面による記録について		
① 情報収集終了後に、情報収集の概要等について、書面により記録しているか。	○	
② 調達実施職員等による事業者からの情報収集等について、担当課室長への報告はされているか。	○	
6 予定価格について		
予定価格を事業者伝えていないか。	○	
7 総合評価落札方式又は企画競争における技術審査委員会（又は評価委員会）について		
① 委員の構成は、委員長を外部の有識者とするともに、利益相反に配慮の上、委員の1/2以上を外部の有識者としているか。	—	
② 委員が対象となる事業に参加した企業と利害関係にないことを確認しているか。	—	
③ 委員会が会議形式で開催されているか。会議形式でない場合は、その理由を備考欄に具体的に記載すること。	—	
④ 委員の氏名を契約締結前に公表していないか。	—	
8 総合評価落札方式又は企画競争における技術提案書（又は企画書）について		
応札（募）者から提出された技術提案書（又は企画書）を公表していないか。	—	
9 総合評価落札方式又は企画競争における技術審査委員会（又は評価委員会）の技術点（又は評価点）について		
① 委員が評価項目を適切に理解し、技術点（又は評価点）をつけられるよう委員が理解可能な記載となるよう工夫しているか。	—	
② 事業の確実な実施を担保するため、「事業実施体制の妥当性」の配分点が全体の技術点（又は評価点）に対してバランスが取れるよう留意の上、配点しているか。	—	
③ 委員会の技術点（又は評価点）を契約締結前に公表していないか。	—	

- 1 評価結果欄には、適正なら「○」、不適正なら「×」、該当無ければ「—」を記入すること。
- 2 備考欄には、必要に応じて詳細な内容を記入すること。
- 3 担当課室長が記名押印したものの写しを審査資料とすること。

上記のとおり確認した。

令和8年7月15日

(担当課室長)

官 職 厚生労働事務官 広島検疫所総務課長
氏 名 吉 永 裕 治

調達事務に関するチェックリスト

契約件名 高松空港国際線ターミナルビル
部の賃貸借

部局名 広島検疫所

契約相手方名 高松空港株式会社 代表取締役社長 小幡 義樹

	評価 結果	備 考
1 公告及び公示（以下「公告等」という。）の内容について		
公告等の内容を公告等の前に事業者伝えていないか。	—	
2 仕様書、入札説明書及び企画書募集要領（以下「仕様書等」という。）について		
① 仕様書等の案を特定の事業者へ渡し、内容についての意見を求めているか。	○	
② 仕様書等を公告等の前に事業者へ渡していないか。（内容を口頭で伝える場合も含む。）	○	
③ 仕様書等の作成を事業者へ依頼していないか。	○	
④ 仕様書や評価項目の作成段階から複数の者による内容確認を実施しているか。	○	
3 事業者から情報収集を行わなければ仕様書等を作成することが困難な案件に係るものについて		
事業者へ調達概要等を示す必要がある場合、調達の公正性を害さずかつ特定の者が競争上有利にならないようにしているか。	○	
4 公告等について		
一度HP等で公告等を行った後、やむを得ずその訂正又は取消しを行う必要が生じた場合は、当初と同一の方法で訂正又は取消しの公告等を行っているか。	—	
5 情報収集に係る書面による記録について		
① 情報収集終了後に、情報収集の概要等について、書面により記録しているか。	—	
② 調達実施職員等による事業者からの情報収集等について、担当課室長への報告はされているか。	—	
6 予定価格について		
予定価格を事業者へ伝えていないか。	○	
7 総合評価落札方式又は企画競争における技術審査委員会（又は評価委員会）について		
① 委員の構成は、委員長を外部の有識者とするとともに、利益相反に配慮の上、委員の1/2以上を外部の有識者としているか。	—	
② 委員が対象となる事業に参加した企業と利害関係にないことを確認しているか。	—	
③ 委員会が会議形式で開催されているか。会議形式でない場合は、その理由を備考欄に具体的に記載すること。	—	
④ 委員の氏名を契約締結前に公表していないか。	—	
8 総合評価落札方式又は企画競争における技術提案書（又は企画書）について		
応札（募）者から提出された技術提案書（又は企画書）を公表していないか。	—	
9 総合評価落札方式又は企画競争における技術審査委員会（又は評価委員会）の技術点（又は評価点）について		
① 委員が評価項目を適切に理解し、技術点（又は評価点）をつけられるよう委員が理解可能な記載となるよう工夫しているか。	—	
② 事業の確実な実施を担保するため、「事業実施体制の妥当性」の配分点が全体の技術点（又は評価点）に対してバランスが取れるよう留意の上、配点しているか。	—	
③ 委員会の技術点（又は評価点）を契約締結前に公表していないか。	—	

- 1 評価結果欄には、適正なら「○」、不適正なら「×」、該当無ければ「—」を記入すること。
- 2 備考欄には、必要に応じて詳細な内容を記入すること。
- 3 担当課室長が記名押印したものの写しを審査資料とすること。

上記のとおり確認した。

令和8年7月15日

(担当課室長)

官 職	厚生労働事務官 広島検疫所総務課長
氏 名	吉 永 裕 治

調達事務に関するチェックリスト

契約件名 松山空港国際線ターミナルビル
部の賃貸借

部局名 広島検疫所

契約相手方名 松山空港ビル株式会社 代表
取締役社長 清水 一郎

	評価 結果	備 考
1 公告及び公示（以下「公告等」という。）の内容について		
公告等の内容を公告等の前に事業者伝えていないか。	—	
2 仕様書、入札説明書及び企画書募集要領（以下「仕様書等」という。）について		
① 仕様書等の案を特定の事業者へ渡し、内容についての意見を求めているか。	○	
② 仕様書等を公告等の前に事業者へ渡していないか。（内容を口頭で伝える場合も含む。）	○	
③ 仕様書等の作成を事業者へ依頼していないか。	○	
④ 仕様書や評価項目の作成段階から複数の者による内容確認を実施しているか。	○	
3 事業者から情報収集を行わなければ仕様書等を作成することが困難な案件に係るものについて		
事業者へ調達概要等を示す必要がある場合、調達の公正性を害さずかつ特定の者が競争上有利にならないようにしているか。	○	
4 公告等について		
一度HP等で公告等を行った後、やむを得ずその訂正又は取消しを行う必要が生じた場合は、当初と同一の方法で訂正又は取消しの公告等を行っているか。	—	
5 情報収集に係る書面による記録について		
① 情報収集終了後に、情報収集の概要等について、書面により記録しているか。	—	
② 調達実施職員等による事業者からの情報収集等について、担当課室長への報告はされているか。	—	
6 予定価格について		
予定価格を事業者へ伝えていないか。	○	
7 総合評価落札方式又は企画競争における技術審査委員会（又は評価委員会）について		
① 委員の構成は、委員長を外部の有識者とするとともに、利益相反に配慮の上、委員の1/2以上を外部の有識者としているか。	—	
② 委員が対象となる事業に参加した企業と利害関係にないことを確認しているか。	—	
③ 委員会が会議形式で開催されているか。会議形式でない場合は、その理由を備考欄に具体的に記載すること。	—	
④ 委員の氏名を契約締結前に公表していないか。	—	
8 総合評価落札方式又は企画競争における技術提案書（又は企画書）について		
応札（募）者から提出された技術提案書（又は企画書）を公表していないか。	—	
9 総合評価落札方式又は企画競争における技術審査委員会（又は評価委員会）の技術点（又は評価点）について		
① 委員が評価項目を適切に理解し、技術点（又は評価点）をつけられるよう委員が理解可能な記載となるよう工夫しているか。	—	
② 事業の確実な実施を担保するため、「事業実施体制の妥当性」の配分点が全体の技術点（又は評価点）に対してバランスが取れるよう留意の上、配点しているか。	—	
③ 委員会の技術点（又は評価点）を契約締結前に公表していないか。	—	

- 1 評価結果欄には、適正なら「○」、不適正なら「×」、該当無ければ「—」を記入すること。
- 2 備考欄には、必要に応じて詳細な内容を記入すること。
- 3 担当課室長が記名押印したものの写しを審査資料とすること。

上記のとおり確認した。

令和8年7月15日

(担当課室長)

官 職	厚生労働事務官 広島検疫所総務課長
氏 名	吉 永 裕 治

調達事務に関するチェックリスト

契約件名 徳島空港ターミナルビル一部の賃借

部局名 広島検疫所

契約相手方名 徳島空港ビル株式会社 代表取締役社長 志田 敏郎

	評価結果	備 考
1 公告及び公示（以下「公告等」という。）の内容について		
公告等の内容を公告等の前に事業者伝えていないか。	—	
2 仕様書、入札説明書及び企画書募集要領（以下「仕様書等」という。）について		
① 仕様書等の案を特定の事業者渡し、内容についての意見を求めているか。	○	
② 仕様書等を公告等の前に事業者に渡していないか。（内容を口頭で伝える場合も含む。）	○	
③ 仕様書等の作成を事業者に依頼していないか。	○	
④ 仕様書や評価項目の作成段階から複数の者による内容確認を実施しているか。	○	
3 事業者から情報収集を行わなければ仕様書等を作成することが困難な案件に係るものについて		
事業者調達概要等を示す必要がある場合、調達の公正性を害さずかつ特定の者が競争上有利にならないようにしているか。	○	
4 公告等について		
一度HP等で公告等を行った後、やむを得ずその訂正又は取消しを行う必要が生じた場合は、当初と同一の方法で訂正又は取消しの公告等を行っているか。	—	
5 情報収集に係る書面による記録について		
① 情報収集終了後に、情報収集の概要等について、書面により記録しているか。	—	
② 調達実施職員等による事業者からの情報収集等について、担当課室長への報告はされているか。	—	
6 予定価格について		
予定価格を事業者伝えていないか。	○	
7 総合評価落札方式又は企画競争における技術審査委員会（又は評価委員会）について		
① 委員の構成は、委員長を外部の有識者とするともに、利益相反に配慮の上、委員の1/2以上を外部の有識者としているか。	—	
② 委員が対象となる事業に参加した企業と利害関係にないことを確認しているか。	—	
③ 委員会が会議形式で開催されているか。会議形式でない場合は、その理由を備考欄に具体的に記載すること。	—	
④ 委員の氏名を契約締結前に公表していないか。	—	
8 総合評価落札方式又は企画競争における技術提案書（又は企画書）について		
応札（募）者から提出された技術提案書（又は企画書）を公表していないか。	—	
9 総合評価落札方式又は企画競争における技術審査委員会（又は評価委員会）の技術点（又は評価点）について		
① 委員が評価項目を適切に理解し、技術点（又は評価点）をつけられるよう委員が理解可能な記載となるよう工夫しているか。	—	
② 事業の確実な実施を担保するため、「事業実施体制の妥当性」の配分点が全体の技術点（又は評価点）に対してバランスが取れるよう留意の上、配点しているか。	—	
③ 委員会の技術点（又は評価点）を契約締結前に公表していないか。	—	

- 1 評価結果欄には、適正なら「○」、不適正なら「×」、該当無ければ「—」を記入すること。
- 2 備考欄には、必要に応じて詳細な内容を記入すること。
- 3 担当課室長が記名押印したものの写しを審査資料とすること。

上記のとおり確認した。

令和8年7月15日

(担当課室長)

官 職 厚生労働事務官 広島検疫所総務課長
氏 名 吉 永 裕 治

調達事務に関するチェックリスト

契約件名 境夢みなとターミナル一部の賃貸借

部局名 広島検疫所

契約相手方名 みなとみ共同企業体 株式会社
オーク 代表取締役社長 吉岡 俊介

	評価 結果	備 考
1 公告及び公示（以下「公告等」という。）の内容について		
公告等の内容を公告等の前に事業者伝えていないか。	—	
2 仕様書、入札説明書及び企画書募集要領（以下「仕様書等」という。）について		
① 仕様書等の案を特定の事業者渡し、内容についての意見を求めているか。	○	
② 仕様書等を公告等の前に事業者に渡していないか。（内容を口頭で伝える場合も含む。）	○	
③ 仕様書等の作成を事業者に依頼していないか。	○	
④ 仕様書や評価項目の作成段階から複数の者による内容確認を実施しているか。	○	
3 事業者から情報収集を行わなければ仕様書等を作成することが困難な案件に係るものについて		
事業者調達概要等を示す必要がある場合、調達の公正性を害さずかつ特定の者が競争上有利にならないようにしているか。	○	
4 公告等について		
一度HP等で公告等を行った後、やむを得ずその訂正又は取消しを行う必要が生じた場合は、当初と同一の方法で訂正又は取消しの公告等を行っているか。	—	
5 情報収集に係る書面による記録について		
① 情報収集終了後に、情報収集の概要等について、書面により記録しているか。	—	
② 調達実施職員等による事業者からの情報収集等について、担当課室長への報告はされているか。	—	
6 予定価格について		
予定価格を事業者伝えていないか。	○	
7 総合評価落札方式又は企画競争における技術審査委員会（又は評価委員会）について		
① 委員の構成は、委員長を外部の有識者とするともに、利益相反に配慮の上、委員の1／2以上を外部の有識者としているか。	—	
② 委員が対象となる事業に参加した企業と利害関係にないことを確認しているか。	—	
③ 委員会が会議形式で開催されているか。会議形式でない場合は、その理由を備考欄に具体的に記載すること。	—	
④ 委員の氏名を契約締結前に公表していないか。	—	
8 総合評価落札方式又は企画競争における技術提案書（又は企画書）について		
応札（募）者から提出された技術提案書（又は企画書）を公表していないか。	—	
9 総合評価落札方式又は企画競争における技術審査委員会（又は評価委員会）の技術点（又は評価点）について		
① 委員が評価項目を適切に理解し、技術点（又は評価点）をつけられるよう委員が理解可能な記載となるよう工夫しているか。	—	
② 事業の確実な実施を担保するため、「事業実施体制の妥当性」の配分点が全体の技術点（又は評価点）に対してバランスが取れるよう留意の上、配点しているか。	—	
③ 委員会の技術点（又は評価点）を契約締結前に公表していないか。	—	

- 1 評価結果欄には、適正なら「○」、不適正なら「×」、該当無ければ「—」を記入すること。
- 2 備考欄には、必要に応じて詳細な内容を記入すること。
- 3 担当課室長が記名押印したものの写しを審査資料とすること。

上記のとおり確認した。

令和8年7月15日

(担当課室長)

官 職	厚生労働事務官 広島検疫所総務課長
氏 名	吉 永 裕 治